

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 22.3.25 第 174 回国会第 3 号

3 月 25 日（木）第 3 回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・福島国務大臣（消費者及び食品安全担当大臣）、大島内閣府副大臣、辻元国土交通副大臣、泉内閣府大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、足立厚生労働大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官、三日月国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

辻 惠君（民主）

- ・来る 30 日に閣議決定を予定している「消費者基本計画」の素案においては、消費者庁を「消費者行政の司令塔」としている。また、消費者委員会については、調査審議、資料要求等、建議を行うこととされている。これを具体化するために、消費者庁に関して、物的・人的に推進するための必要な条件を大臣はどのように認識しているか。また、消費者委員会についても、同様に、物的・人的条件を大臣はどのように考えるか。
- ・未公開株の問題やリコール問題など社会的に問題になっている事項について、消費者委員会はもっと発言すべきだと思うが、大臣としてそれを促すようにする必要があるのではないか。
- ・地方消費者行政について、大臣から地方公共団体へ、具体的な指針を発出するなどの取り組みをすべきではないか。

相原史乃君（民主）

- ・食品の安全・安心の確保について、今度の「消費者基本計画」において、どのようなことを盛り込むのか。また、消費者庁が消費者行政の司令塔としての機能を発揮するための大臣の決意をお聞きしたい。
- ・食品の安全に関する窓口の明確化・一本化が消費者の利便性・安心感に繋がる。消費者庁と消費者行政に関わる他の行政機関との関係において、消費者庁が他の行政機関を指揮できる権限付与や消費者庁の食品リスク管理機能の強化など将来の消費者庁の望ましい姿について大臣の所見を伺いたい。
- ・遺伝子組換え作物についての我が国への輸入割合と安全性はどのように担保されているのか。また、遺伝子組換え作物の安全性について、各省はどのように認識しているのか。
- ・今度の「食料・農業・農村基本計画」の素案において、

食料自給率を引き上げることとしているが、その際、遺伝子組換え作物の在り方についてどのように取り扱うのか。

本多平直君（民主）

- ・「消費者基本計画」の素案では、「消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方についての検討」とされているが、これについて、大臣はどのような決意をお持ちか。
- ・運輸安全委員会の部会による対応は調査機関の現状維持に繋がる。これでは、どうしてもすき間事案ができる。運輸安全委員会を消費者庁にもってくるぐらいの意気込みが必要ではないか。
- ・事故調査機関の在り方については、警察行政との整理を含めた研究が必要ではないか。

吉泉秀男君（社民）

- ・地方消費者行政活性化基金の活用については、各地方公共団体間で温度差がある。その使い道は各地方公共団体で決めることとなっているので、基金活用のための基金の趣旨を確認しておきたい。
- ・地方消費者行政におけるモデル地域の指定等基金以外の手法についても検討し、国・地方が一体となった消費者行政が必要だと思うが、どうか。
- ・消費生活センターの相談員については、その処遇の改善とともに、その資格認定の在り方について検討が必要ではないか。

柴山昌彦君（自民）

- ・岩手県発注の公共工事の入札を巡る談合問題について、公正取引委員会において審判が行われたが、本年 1 月の結審後、審決が大幅に遅れた。その理由は何か。

- ・公正取引委員会における審判制度の廃止等を内容とする独占禁止法改正案が国会に提出されたが、同審判制度を廃止する理由は何か。また、他の行政審判制度との整合性は検討されたのか。
- ・トヨタリコール問題において、米国の議会やメディアにおいて過剰とも思える反応があった。こうした動きに対し、国土交通省及び経済産業省はどのような対応をしたのか。

後藤田 正 純君(自民)

- ・エレベータ事故や年金問題、生命保険会社の不払い問題など消費者問題は多岐にわたる。消費者庁の所管法律について再検討する必要があるのではないか。
- ・多重債務問題では改正貸金業法の完全施行とともにセーフティネット改革を進める必要がある。多重債務者対策本部ではどのような議論を行っているか。
- ・消費者問題は未然に防止することが必要である。トヨタリコール問題においても、米国で問題が起きた時点で我が国においても事実関係を確認する必要があるのではないか。

古 屋 範 子君(公明)

- ・地方自治体の消費者相談員の配置、人数及び処遇について、国が基準を定める必要があると考えるが、福島国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者団体の相談業務や、適格消費者団体の差止め請求関連業務に対する行政の財政支援策を決定すべきで

あると考えるがいかがか。

- ・消費者ホットラインの開設意義は大きいので、周知徹底を強力に進めて欲しい。また、使い勝手の悪さを早急に解消すべきである。さらに、相談内容をデータベース化して情報を活かす必要があると考えるがいかがか。

吉 井 英 勝君(共産)

- ・消費生活用製品の除外規定をなくし、製品の定義を拡大すべきであると考えがいかがか。また、ヒヤリ・ハット情報や被害者が乳幼児や高齢者の場合を、重大製品事故に準ずるものとして報告対象とするなど、報告対象の拡大を検討すべきではないか。
- ・平成 21 年度補正予算で上積みした地方消費者行政活性化交付金の当初予算は 110 億円であったのに、実際の配分合計額は約 73 億円であった。この減少した理由を伺いたい。
- ・地方消費者行政活性化基金は、3 年間の時限措置のため継続事業には使いにくい、現在働いている相談員の待遇改善には使えない等の問題が生じている。地方の相談体制の充実につながるよう、どのように改善していくのか。